

大和市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月9日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第26号

大和市公有財産規則の一部を改正する規則

大和市公有財産規則（昭和45年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同項の規定を準用する。

第22条第2項中「期日までに、」を「ところにより、一括又は分割で」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項及び第4項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。